

<参考> 過疎債の活用例

事例：事業費1,000万円で、国1/4、県1/4の補助金がある場合

過疎債を活用しない場合

1,000万円の負担割合

国1/4	25%	250万円			
県1/4	25%	250万円			
市1/2	50%	500万円		50%	500万円

一般財源 = 市民の税金を充てる部分

過疎債を活用した場合

1,000万円の負担割合

充当率100% = 500万円全額過疎債の対象

国1/4	25%	250万円			
県1/4	25%	250万円			
市1/2	50%	500万円	過疎債充当	70%	350万円
				30%	150万円

交付税措置
元利償還金の70%が国の交付税で還元

一般財源 = 市民の税金を充てる部分

過疎債を活用することで、市の負担は500万円から150万円に軽減されます。

<用語説明>

地方交付税：国税5税(所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税)の一定割合を国が市へ交付するもので、一定の算式により交付される普通交付税と災害など特別な財政事情に応じ交付される特別交付税がある。市の用途に制限はない。

元利償還金：借りたお金(元金)とそれに対する利子を支払う金額のことで、借金の返済金のこと